

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 12 月 25 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成27年橋本市条例第36号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職権による換価の猶予の手続等)	(職権による換価の猶予の手続等)
第11条 略 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。	第11条 略 2 第8条第2項から第5項までの規定は、第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
3・4 略 (市民税の減免)	3・4 略 (市民税の減免)
第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号) (2)～(5) 略	第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号 (2)～(5) 略
3 略 (特別土地保有税の減免)	3 略 (特別土地保有税の減免)
第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ)

		。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又 は名称)
(2)・(3) 3	略	(2)・(3) 略
附 則		

この条例は、公布の日から施行する。